

ご利用にあたってご一読ください

● 利用の申し込み

- ① 受付時間は午前9時から午後7時までです。

● 利用時間

- ① 利用時間は午前9時から午後10時までです。
 ② 利用時間には、設営準備、後片付け等に要する時間も含まれますので、このことを充分考慮に入れて利用時間をお決め下さい。

● 利用承認と利用料

- ① 利用料は指定期日までに前払いしていただきます。利用料納入後、利用許可書を発行します。許可書関係書類一式は紛失しないよう大切に保管ください。
 ② お支払いになった利用料は、県条例で定められている場合を除き、お返しできません。また、利用を取り消される場合や、変更が生じた場合は、お早めにご連絡ください。
 (利用変更等の項参照)
 ③ 催物の入場券の発行、広告宣伝、開場開演時間の決定等は、利用許可書を受け取ってから行ってください。
 ④ 利用当日の追加料金(施設の追加、時間延長、設備器具利用等)は、当日の利用終了までに全額現金でお支払いください。
 ⑤ 冷房期間は6月1日から9月30日、暖房期間は11月1日から3月31日までとなっており、この期間の利用料は冷暖房料金として、基本利用料の額の30%が加算されます。
 ⑥ 大・中ホール、展示・多目的ホール、大会議室を準備等に使うときには、基本利用料の50%相当額となります。

● 利用変更等

- ① 利用承認後、利用期日、施設、時間等の変更が生じたときは、変更が生じた日から利用日までの期間や、変更内容等によって、変更申請ができる場合とできない場合があります。お早めにご連絡ください。

(利用料の還付)

県条例に基づき、次の場合には利用料の全額又は一部が還付されます。

島根県立県民会館条例

第16条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により有料施設等を利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が、会館の管理上特に必要があるため第13条の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が、利用開始の前日までに指定管理者が定める日までに利用の中止を申し出たとき。

- (1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき。

・・・利用料の全額還付

- (2) 条例第16条第3号に該当するとき。

種 類	利用の中止を申し出た日	還付する額
大ホール、中ホール及び楽屋、並びにこれらの施設に付帯する設備	利用開始の日の前日から起算して6月前まで	利用料の8割相当額
	利用開始の日の前日から起算して1月前まで	利用料の5割相当額
リハーサル室、展示ホール、多目的ホール及び大会議室並びにこれらの施設に付帯する設備	利用開始の日の前日から起算して2月前まで	利用料の8割相当額
	利用開始の日の前日から起算して15日前まで	利用料の5割相当額
その他の施設又は設備	利用開始の日の前日から起算して7日前まで	利用料の8割相当額
	利用開始の日の前日から起算して3日前まで	利用料の5割相当額

● 事前打ち合わせ

- ① 大・中ホールのご利用にあたっては、別紙「島根県民会館ホール利用案内」を事前にお読みください。打ち合わせ時期は、利用日の15日から30日までに行ってください。
 ② 展示・多目的ホール・大会議室等については、利用日の7日から15日前までに行ってください。

● 利用上の注意

- ① 会場責任者は、いつでも会館側と連絡が取れるようにしてください。
- ② 各施設の定員を超えて入場させないでください。
- ③ 許可を受けないで、物品の展示販売や、指定以外の場所に看板等を設置したり、受付をしないでください。
- ④ 館内外の貼り紙は、原則として禁止されております。必要がある場合は、当館にお問い合わせください。
- ⑤ 許可なく当館の備品類を移動させることはお断りします。
- ⑥ 利用の際、発生したゴミ類は、すべて利用者側で責任をもって、その日のうちに撤収してください。
- ⑦ 事務用品(ハサミ、筆記用具、セロテープ等)は利用者側でご用意ください。
- ⑧ 利用施設の鍵をお渡しできるのは、原則として約15分前からとなります。
- ⑨ 利用内容の確認のため、チラシや資料などの提出をお願いすることがあります。

島根県民会館

〔窓口〕〒690-0887 島根県松江市殿町158番地

TEL 0852-22-5506又は5507

FAX 0852-24-0109

〔休館日〕第2・4週の月曜日